

# 48 リサイクルの推進とごみの発生抑制

## (1) ごみの発生を抑制する

### ●ごみの発生抑制の計画的推進

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画（平成29年度～令和8年度）」を29年3月に策定した。

計画では、「みどりあふれる循環型都市をめざして」を基本理念とし、ものを大事にする、資源を循環させるという習慣が根付き、区民・事業者・区が取組が生活の快適さやうるおいのある環境づくりにつながっていく、住んでよかったと思える循環型のまちづくりを目指している。

また、「練馬区リサイクル推進条例」第19条に定める「練馬区リサイクル推進計画」は、「練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画（平成29年度～令和8年度）」の施策と不可分であることから、これに含まれるものとしている。

### ●普及啓発の推進

#### 1 情報の発信

区で行っている取組について、普及啓発用パンフレット「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」を作成し、情報を発信している。



〔練馬区資源・ごみの分け方と出し方〕

#### 2 清掃事務所における啓発活動

清掃事務所では、ごみの減量や正しい排出方法、リサイクルへの一層の理解と協力を得るため、さまざまな啓発活動・指導を行っている。

##### (1) ふれあい環境学習

主に小学校4年生を対象に、模擬ごみの分別体験を通じ、ごみの分別等への関心を持ってもらうほか、環境学習車を使ってごみ収集の仕組みや機能を説明



〔「できることからはじめよう!」〕

している。令和2年度は区立小学校31校で実施し、区作成の冊子「できることからはじめよう!」を配布した。また、保育園および幼稚園等でも実施している。

##### (2) 大規模建築物排出指導

1,000㎡以上の事業用建築物の所有者に対して、廃棄物の減量と再利用の推進に関する指導、助言を行っている。また、廃棄物管理責任者の選任を義務付け、講習会を実施している。

### 3 練馬区環境清掃推進連絡会

練馬区環境清掃推進連絡会は、町会・自治会を中心とした環境、清掃およびリサイクルに関わる類似の住民組織を統合して、15年7月に組織された任意団体である。区と協働で、循環型社会づくりを推進し、地域環境の保全に寄与している。

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、環境清掃関連施設見学会の開催は中止し、区内一斉清掃事業は参加団体の状況に合わせて開催した。

### ●生ごみの発生抑制

生ごみの資源化を進め、ごみの減量を図るため、生ごみコンポスト化容器のあっせんを行っている。令和2年度は5件の申込みがあった。

また、家庭用生ごみ処理機、コンポスト化容器、ディスポーザ等購入費助成金交付事業も併せて行っており、令和2年度の助成件数は319件であった。

### ●食品ロス削減の取組

家庭で食べきれずに廃棄されてしまう未利用食品を有効利用につなげ、食品ロスを削減するため、29年度からフードドライブ事業を開始した。令和元年度は、リサイクルセンターで8回、区役所で1回、ねりまエコスタイルフェアで1回開催し、集まった食品は、(福)練馬区社会福祉協議会、NPO法人などへ提供した。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止した。

### ●リサイクルセンター

#### 1 整備・運営

リサイクルおよび環境学習活動の拠点として、9年3月に関町リサイクルセンター、14年10月に春日町リサイクルセンター、21年4月に豊玉リサイクルセンター、29年4月に大泉リサイクルセンターが開館した。施設には、展示室、リサイクル工房、情報資料コー

ナー、実習室、多目的室、会議室、コミュニティコーナーなどがある。いずれも指定管理者が運営している。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年4月～5月まで臨時休館した。

## 2 事業

多くの区民ボランティアとともに、リサイクルや環境に関する事業を行っている。

### (1) 手作り教室等の開催

不用品を使った衣類のリメイクやおもちゃ作り、環境を扱った講座などを行った。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部の講座などを中止したが163回開催した。

### (2) 再使用家具等の展示・販売

粗大ごみとして出された家具類のうち、再使用可能なものは、簡易な修理・清掃を行い、低廉な価格で販売した。令和2年度は、区民提供の小物と合わせて81,443点を販売した。

### (3) 環境リサイクル情報の収集・提供

環境およびリサイクルに関する情報・資料（書籍・ビデオなど）を収集し、区民に提供している。令和2年度は情報紙「ゆずりは」を5回発行した。

## ●リサイクルセンターのボランティア育成

リサイクルセンターを拠点とした環境・リサイクルに関する普及啓発活動を通じて、持続可能な暮らしを次世代に伝えるボランティアを育成するため、「つながるカレッジねりま」の環境分野において、講座を開催した。

## ●再使用の促進

### 1 リサイクル・マーケット支援

家庭で不用となった衣類、生活雑貨などを、地域で再使用してもらうことを目的にリサイクル・マーケットを開催する団体に対して、区報への掲載、区立公園使用の許可申請、物品の貸出しなどの支援を行っている。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年4月から5月と令和3年3月は開催を中止したが、公園や区立施設など9会場で、41回のリサイクル・マーケットが開催された。

### 2 大型生活用品リサイクル情報掲示板

家庭で使用しなくなった大型の生活用品を区民相互で有効に活用してもらうため、「譲ります」「譲ってください」カードを掲示できる大型生活用品リサイクル情報掲示板を運用している。令和2年度末現在、区立施設17か所に設置している。

## (2) リサイクルを進める

### ●庁舎等区立施設でのリサイクルの推進

#### 1 再生資源の分別回収

区では事業者責任として、事業活動に伴う廃棄物のリサイクルを図るため、9年度から、これまでの古紙回収に加え、びん・缶・ペットボトル・トレイの回収を全施設で開始した。更に、13年度から乾電池、20年度から廃食用油、22年度から蛍光管を回収品目に加えた。

また、練馬庁舎では、14年度からマテリアル資源を回収している。

#### 〔庁舎等区立施設回収〕

(単位：t)

年 度	30	令和元	令和2
古紙等	975.2	977.9	925.9
びん	7.4	6.9	5.8
缶	15.0	14.6	14.2
ペットボトル	11.6	12.1	9.9
トレイ	0	0.01	0
乾電池	2.4	2.3	2.2
マテリアル資源	33.9	34.9	33.2
廃食用油	7.6	7.2	6.9
蛍光管	4.0	4.3	3.0
計	1,057.1	1,060.2	1,001.2

#### 2 再生品利用の推進

環境への負荷の低減等を目的として、「区の物品購入等におけるグリーン購入推進手順書」に基づき、再生紙や再生プラスチック等の積極的な使用を進めている。

#### 3 学校等生ごみの資源化

14年2月から、小・中学校92校および学校給食総合調理場2か所で、区の委託事業による生ごみの一括回収および肥料化を開始した。

これに加え15年度から保育園、16年度から福祉施設での回収も開始した。

令和2年度末現在、小・中学校97校、保育園60園、福祉施設8か所および庁舎1か所の計166か所で回収を行っている。

肥料は一般公募により「練馬の大地」と名づけられ、15年6月20日に区で商標登録した。令和2年度は822tの生ごみが回収され、360tの「練馬の大地」が出荷された。

#### 4 事業系の資源回収支援

「商店街・オフィスリサイクル・ねりま」という名称で回収業者が主体となり、商店街等の事業者から出るダンボール・板紙・OA紙等の古紙類を中心に回収を行っている。令和2年度は13事業所が参加し、44t

を回収した。

## ●効率的な資源回収システムの構築

### 1 集団回収団体支援

各区の事業として、4年7月に都から移管された。資源回収業者と協力してリサイクルに取り組む区民の自主的な団体は、登録団体になることができる。

区は、登録団体から資源回収の実績報告を受け、年2回、回収量1kg当たり6円の報奨金を支給するのに加え、29年7月から、区内登録業者と契約して資源回収を行った団体に対し、回収量の1割分の加算金を支給している。このほか、集荷場所案内板などの支給や資源回収業者の紹介も行っている。

#### 〔集団回収〕

年 度	30	令和元	令和2
回収量	10,346.7 t	9,971.3 t	9,258.4 t
団体数	636 団体	654 団体	660 団体

### 2 集積所資源回収（古紙）

9年6月から都清掃局のモデル事業として、光が丘地区で古紙・びん・缶の回収を開始し、12年2月から区内全域で週1回集積所での古紙の回収を開始した。

資源の種別ごとに、定められた方法で出すことになっている。23年4月からは、集積所での紙パックの回収を開始した。

なお、古紙など資源持ち去りに対する防止策として、21年7月に「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例」を改正し、持ち去り行為を行った者に対する罰則規定を設けた。

また、禁止命令の行政処分を受けた者の氏名などを区ホームページなどで公表する制度を25年4月から開始し、古紙持ち去り対策の強化を図っている。

26年12月には、古紙問屋、製紙メーカー、資源回収事業者と覚書を締結し、広域的な取締り体制を構築した。

#### 〔古紙回収〕

(単位：t)

年 度	30	令和元	令和2
回収量	13,921.8	14,168.5	15,566.3

### 3 集積所資源回収（容器包装プラスチック）

20年10月の資源・ごみの分別変更から、プラマーク表示のある容器包装プラスチックの資源回収を開始した。

容器包装プラスチックは、法により製造・販売事業者がリサイクルの義務を負い、その費用を負担している。

区の役割は分別回収し、容器包装プラスチックの中

間処理（選別、圧縮、梱包）を行い、指定されたりリサイクル業者に引き渡すことである。

リサイクルされた容器包装プラスチックは、プラスチック製品（パレット、擬木など）や化学原料として再利用されている。

#### 〔容器包装プラスチック回収〕

(単位：t)

年 度	30	令和元	令和2
回収量	5,088.6	5,192.5	5,625.2

### 4 街区路線回収（びん・缶・ペットボトル）

8年12月から区内の一部地域で、約30世帯に1か所の割合で回収用コンテナを設置し、毎週交互に飲食用びんと飲食用缶を回収する街区路線回収を開始した。

その後、15年度までに、区内全域で毎週同時に回収する方式に変更した。18年度からは、ペットボトルの回収も区内全域で展開している。19年度からは、排出量の少ない小規模事業者についても有料で回収する事業を開始した。

#### 〔街区路線回収量〕

(単位：t)

年 度	30	令和元	令和2
アルミ缶	864.0	869.9	964.9
スチール缶	977.6	1,022.7	1,135.1
リターナブルびん	430.7	404.5	429.8
ワンウェイびん	4,623.1	4,560.7	5,051.3
ペットボトル	2,298.6	2,353.8	2,580.5
計	9,194.0	9,211.6	10,161.6

### 5 拠点回収（乾電池）

令和2年度末現在、区内89か所の販売店および区立施設等に回収ボックスを設置し、使用済み乾電池の回収を行っている。また、小・中学校66校では、児童・生徒を対象として、使用済み乾電池の回収を行っている。

### 6 拠点回収（古着・古布）

集団回収に参加することが困難な区民に対して、リサイクルへの参加の機会を確保するため、13年度まで行っていたエリア古布回収支援事業を本事業に移行し、14年度から、区立施設を利用した古着・古布の回収を行っている。令和2年度は29か所を拠点として回収を行った。なお、17年度以降は春と秋の衣替えの時期に臨時回収を行っているが、令和2年度の春の臨時回収は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止した。

### 7 拠点回収（廃食用油）

20年6月から家庭で不用になった天ぷら油・サラダ油などの植物油回収を開始した。令和2年度は44

か所の区立施設で回収を行った。

## 8 拠点回収（小型家電）

レアメタル等の有用金属資源のリサイクルを進めるため、23年9月から区立施設5か所に専用ボックスを設置し、他区に先駆けて小型家電9品目の回収を開始した。令和2年度末現在、16か所に設置し、13品目の回収を行っている。

## 9 拠点回収（蛍光管）

24年度から使用済み蛍光管回収を開始した。令和元年度で区立施設での拠点回収を終了し、令和2年度から不燃ごみで収集した蛍光管を全量資源化する事業を開始した。

〔拠点回収量〕 (単位：t)

年 度	30	令和元	令和2
乾電池	88.2	89.8	91.6
古着・古布	477.4	509.1	506.9
廃食用油	18.2	18.4	18.1
小型家電	4.4	3.9	5.9
蛍光管	0.7	0.6	0
計	588.9	621.8	622.5

### ●練馬区資源循環センター

循環型社会づくりの中心的施設として、22年11月に開館した。環境に配慮し、雨水利用、屋上緑化や太陽光発電設備等を設置している。

資源回収事業の充実・発展を担う事業拠点として、容器包装プラスチックや金属類の回収、粗大ごみの収集・再使用、布団の資源化や使用済み食用油の回収などを行っている。

また、施設見学の実施や、相談コーナー・展示スペースを設けるなど、資源循環推進に関する普及・啓発に取り組んでいる。

## (3) ごみの適正処理を進める

### ●ごみの収集・運搬事業の推進

「地方自治法」等の改正により、特別区は基礎的な地方公共団体となり、区民に身近な清掃事業などを担うこととなった。これにより、それまで都が担当していたごみの収集・運搬は12年4月から区が行うようになった。

### ●ごみ排出ルールの確立

#### 1 ごみの排出方法

ごみの収集は、可燃・不燃・粗大の3区分により行っている。可燃ごみは週2回、不燃ごみは月に2回

収集している。

おおむね30cm角以上の家具などの粗大ごみは、粗大ごみ受付センターに申し込み、有料粗大ごみ処理券を貼って、指定された日に自宅前などに出すか、練馬区資源循環センターに持ち込む。

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、13年4月に施行された「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」により、リサイクル料金を支払って販売店などに引き取ってもらうこととなった。また、家庭用パソコンは、「資源有効利用促進法」に基づき、15年10月からメーカーが自主的に回収、リサイクルを行っている。

なお、事業所や商店などが排出する事業系ごみは、許可業者に処理を依頼するか、有料ごみ処理券を貼って出す。

## 2 ごみの収集量

令和2年度中に区内で収集したごみの種類・量は、つぎの表のとおりである。前年度と比較して、可燃ごみは3,095tの増、不燃ごみは385tの増、粗大ごみは625tの増となった。

なお、23年度から粗大ごみの資源化事業等を開始しており、令和2年度は再使用家具6,470点42t、家電分解品66t、粗大鉄874t、布団108tを資源として分別することでごみ量の抑制を図った。

〔ごみの収集量〕 (単位：t)

年 度	30	令和元	令和2
可燃ごみ	117,638	119,310	122,406
不燃ごみ	4,961	5,040	5,425
粗大ごみ	4,558	4,851	5,476
計	127,157	129,202	133,307

## 3 ごみの処理

区内の可燃ごみは、主に練馬清掃工場と光が丘清掃工場で焼却処理している。

不燃ごみは中央防波堤内の不燃ごみ処理センターに搬入して、破碎・減容化し、鉄分・アルミ分を回収後、埋立処理している。令和2年度からは、不燃ごみで収集した蛍光管を全量資源化する事業を開始した。

また、粗大ごみは再使用家具、金属、布団を選別したのち可燃系粗大ごみと不燃系粗大ごみに分別して、中央防波堤内の粗大ごみ破碎処理施設に搬入している。資源を回収後、可燃系粗大ごみは清掃工場で焼却し、不燃系粗大ごみは埋立処理している。

焼却灰の一部はセメントの原料としたり、加工したうえで、建設資材として有効利用を図っている。

なお、清掃工場・不燃ごみ処理センター等の中間処理施設は東京二十三区清掃一部事務組合が、最終処分

場（埋立処分場）は都が設置・運営している。

#### 4 し尿と浄化槽の処理

現在、区内においては下水道の普及率はおおむね100%に達しているが、113戸程度でくみ取り式の便所が残っている。

また、区に届け出されている浄化槽は、令和2年度末現在、5基である。

#### 5 犬猫等の死体処理および防鳥用ネットの貸出し

飼い主または土地・建物の占有者から、犬猫等の死体処理の依頼があった場合、および都・区道上の動物の死体処理については、清掃事務所で対応している。令和2年度の処理件数は946件であった。

また、カラス等による集積所のごみの散乱を防ぐために、責任ある管理を条件に防鳥用ネットを貸し出している。14年2月から、宅配サービスを開始した。令和2年度の貸出枚数は2,972枚であった。

#### 6 戸別訪問収集

清掃事務所では、65歳以上の高齢者または障害者のみで構成されている世帯のうち、ごみを集積所まで持ち出すことが困難で、身近な人の協力も得られない世帯について、戸別に訪問収集を行い、日常生活の負担を軽減するとともに区民生活の向上を図っている。令和2年度末現在1,690世帯で収集を行っている。

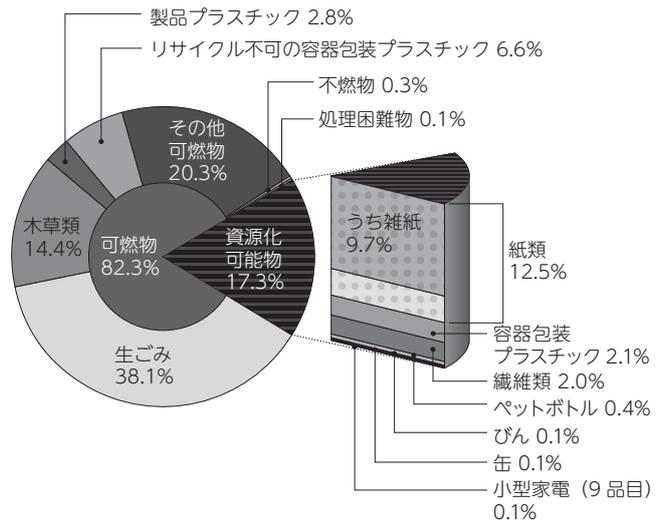
#### ●資源・ごみの排出実態調査

家庭から排出されるごみの種別ごとの割合を明らかにし、資源化可能物の混入割合や正しく分別しているごみの割合を把握することを目的に、資源・ごみの排出実態調査を毎年行っている。

令和元年9月に実施した調査のうち、可燃ごみの調査結果は、正しく分別されている割合が82.3%となっている。一方で、正しく分別されていない割合は17.7%で、そのうち、17.3%は紙類や繊維類といった資源化可能物である。

#### [可燃ごみの調査結果]

令和元年度



※：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度の調査は中止した。

#### ●清掃事務所における排出指導

清掃事務所では、分別ルール等が守られていないごみに警告シールを貼付して排出者に自主的改善を促している。また、つぎのような改善に向けた取組を行っている。

##### 1 ふれあい指導

区民・事業者に対して、集積所への適正排出や不法投棄の防止などについて、直接、個別に相談に応じ、指導・改善をしている。

##### 2 青空集会

集積所単位から町会・自治会を対象として、ごみ・資源の分け方・出し方を、模擬ごみの分別体験により再確認をしてもらう。また、ごみの減量とリサイクルについて理解を深めてもらうための説明を行っている。

#### ●一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物の収集運搬または処分を業として行おうとする者は、当該区域を管轄する区市町村長の許可を受けなければならない。

区が許可している業者数は、令和2年度末現在、250である。